

大ト協第27号

令和7年4月25日

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 坂 田 喜 信

令和7年度近代化基金に係る利子補給事業について
[第49回 一般融資]のご案内

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、トラック運送事業の近代化・合理化を積極的に推進するため、近代化基金の活用による「一般融資」の利子補給事業を実施いたしますので、物流施設の整備等をご計画の会員各位におかれましては、別添募集要領に基づき積極的なご利用をくださいますようご案内申し上げます。

(お申し込み先、ならびにお問い合わせ先)

〒536-0014

大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会・業務部

TEL(06)6965-4036・FAX(06)6965-4039

第49回近代化基金融資募集要領

(一般融資)

1. 融資の総枠 10億円

2. 融資対象者

融資対象者は、当協会の会員で、貨物自動車運送事業法第3条または第35条の許可を受け、かつ**大阪府に本社を有している**貨物自動車運送事業者ならびにその共同体（事業協同組合等）です。

なお、融資機関は「**商工中金**」と定められているため借入申込にあたりましては…

- (1) 商工中金に出資している事業協同組合等の団体（近畿交通共済協同組合等）、またはその構成員であること。
- (2) 商工中金の代理店（6. 参照）となっている信用組合の組合員であること。
のいずれかの資格を有していることが必要です。

したがって、資格を有さない申込者は予め最寄りの「商工中金」でご相談ください。

3. 融資対象事業

融資の対象となる事業は次のとおりです。

- (1) トラックターミナル、配送センター等の輸送関係施設の整備に要する資金

- ① トラック事業者の近代化、合理化のための事務機器等の設置購入
- ② 設備の補修・改修等

- (2) 人材確保及び生産性向上のための設備資金

- ① 福利厚生施設の整備
- ② 荷役機械の購入

- (3) 車両等の購入（代替、中古車を含む）及び改造

※ポスト新長期等規制適合車の導入は、同封の[第15回 ポスト新長期等規制適合車導入融資]をご利用ください。

※ 上記事業に要する資金で、**投資の時期が令和7年6月1日以降令和8年3月31日までの期間内であるものを融資対象とします。**

※ 公募開始以前に支払いを行なったものであっても、令和7年4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」、又は「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済、及び当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては融資対象とします。（したがって、**自己資金で設備代金を支払い済みの場合は、融資対象といたしません**）

4. 融資の条件

(1) 融資限度額

- | | |
|------------------|--------|
| ① 個別事業者 | 5 千万 円 |
| ② 共 同 体（事業協同組合等） | 1 億 円 |

(2) 融資の利率

商工中金の利率(令和7年4月現在 **2.05%**…長期プライムレートに連動)から
利子補給率（下記参照）を差し引いた利率

(3) 償還期間

10年以内。ただし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内
（車両については5年以内）。

(4) 据置期間

償還期間のうち6カ月が償還据置期間として認められます。

(5) 担保および保証人

協会は債務保証をいたしませんので、商工中金の定める担保と保証人を必要とします。

※ 詳細につきましては、事前に最寄りの「商工中金」にご相談ください。

(6) 上記の融資限度額から過去の融資残高（一般融資）を控除した額の範囲内で申込み
ことができます。

(7) 融資金の振込み

資金は、原則として商工中金から借受人を経由して直接施工者（工務店等）に振り込ま
れます。

5. 利子補給

(1) 利子補給率

本融資には利子補給という特典があり、融資を受けられた場合、協会の近代化基金
運用収入（預金利息）から次の利子補給をいたします。

利子補給率 0.6%（長期プライムレートに大幅な変動があった場合に
は変更になる可能性がございます。）

(2) 利子補給金の支払い

利子補給金は、借受人が商工中金に対して提出する念書（商工中金で用意）に
基づいて協会から商工中金に直接支払います。

(3) 利子補給の制限

借受人が、正当な理由なくして運転資金等、申込に係る事業計画と異なったものに借入金を転用した場合は、利子補給を打切るとともに、既に実施した利子補給金も繰上げて償還していただきます。

6. 融資取扱機関

- | | | | |
|---------------------------|-----------|---------------------------------------|-------------------|
| (1) 商工中金大阪支店 | 〒550-0011 | 大阪市西区阿波座1-7-13 | TEL. 06-6532-0309 |
| (2) 商工中金堺支店 | 〒590-0985 | 堺市堺区戎島町3-22-1 | TEL. 072-232-9441 |
| (3) 商工中金梅田支店 | 〒550-0011 | 大阪市西区阿波座1-7-13 <small>(大阪支店内)</small> | TEL. 06-6532-0309 |
| (4) 商工中金船場支店 | 〒542-0081 | 大阪市中央区南船場1-18-17 | TEL. 06-6261-8431 |
| (5) 商工中金箕面船場支店 | 〒550-0011 | 大阪市西区阿波座1-7-13 <small>(大阪支店内)</small> | TEL. 06-6532-0309 |
| (6) 商工中金箕面船場営業所 | 〒562-0035 | 箕面市船場東2-5-55 | TEL. 072-729-9181 |
| (7) 商工中金東大阪支店 | 〒577-0013 | 東大阪市長田中2-1-32 | TEL. 06-6746-1221 |
| (8) 商工中金の代理店となっている府下の信用組合 | | | |
| ○のぞみ信用組合 | | ○大阪府医師信用組合 | |
| ○大同信用組合 | | ○大阪貯蓄信用組合 | |
| ○大阪協栄信用組合 | | ○成協信用組合 | (令和7年4月現在) |

7. 募集期間と応募方法

(1) 募集期間

令和7年5月12日(月)～令和7年12月10日(水)まで

(2) 応募方法

申込者は、上記期間中に「融資推薦申込書」(様式1号)、「企業要項」(様式2号、または2号の2)、および「事業計画書」(様式3号)の3枚に、「車両、荷役機械」の場合は見積書の写し、「建物」の場合は平面図、所在地案内図と見積書の写し、「土地購入」の場合は公図、所在地案内図等を添付して業務部あてご提出ください。

※中古車を導入する場合は、自動車検査証記録事項の写しもご提出ください。(「所有者」欄が申込者以外であること。)

(3) 申込額は原則として10万円単位(以下切捨て)とし、**消費税は融資の対象となりませんが、登録諸費用等は対象になりません。**

(4) 申込締切日

第1回 締切日	令和7年5月20日(火)	第5回 締切日	令和7年 9月19日(金)
第2回 締切日	令和7年6月20日(金)	第6回 締切日	令和7年10月20日(月)
第3回 締切日	令和7年7月18日(金)	第7回 締切日	令和7年11月20日(木)
第4回 締切日	令和7年8月20日(水)	最終 締切日	令和7年12月10日(水)

郵送の場合も、到着日で締切りますので、予めご了解願います。

(5) 融資推薦の通知

協会は、前記の申込を受理した場合、事業計画の的確性等を検討し、「融資推薦通知書」によって推薦の通知をいたしますが、**融資の決定ではありません。**

推薦後、事業計画の変更が生じた場合は、協会（業務部）までご連絡下さい。但し、**推薦金額の増額はできません。**

8. 商工中金への融資申込

(1) 申込方法

協会から融資推薦を受けた方は、申込先の「商工中金」支店（商工中金の代理店信用組合の本・支店）に対し、「融資推薦通知書」（写）を添付して商工中金所定の様式によって手続きしてください。

これによって商工中金が審査し、融資の諾否を決定いたします。

(2) 融資実行 令和7年6月1日以降

9. その他

(1) 借受人は、融資対象物件を完成（購入）したときは、速やかに「設備完成（購入）報告書」（様式4号）を協会あてご提出ください。

(2) 借入後の借入条件の変更は原則としてできません。

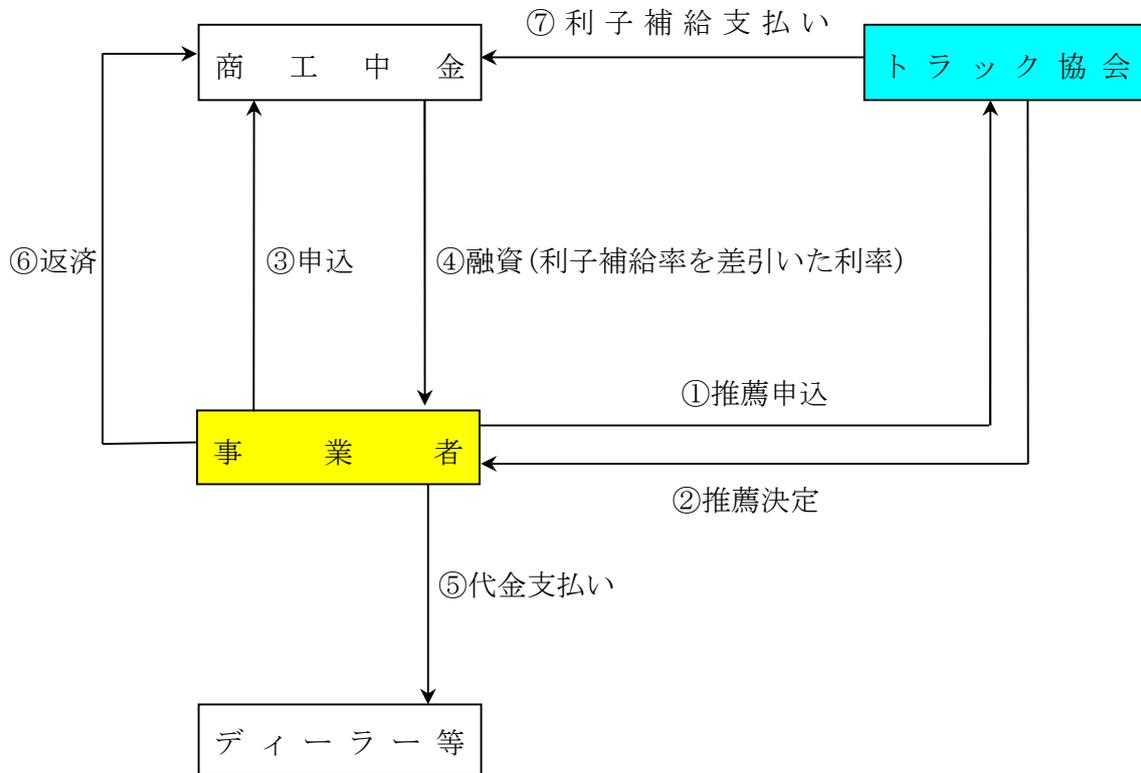
(3) 元金および利息等の支払いが遅れることによって発生する延滞利息の負担は、次のとおりとなっています。

① 元金返済に係るものについては、借受人が負担する。

② 協会の利子補給の支払いが遅れたために生じた利息については、借受人が負担する利息の延滞分も含めて協会が負担する。

(4) 投資額が1億円以上の事業については、その**投資額の30%**（上限金額を5億円とし、30%を乗じた額が5,000万円未満の場合は5,000万円）を限度とする(公社)全日本トラック協会の「**中央近代化基金融資**」（車両等の購入は対象外）も別途ありますので、お問い合わせください。

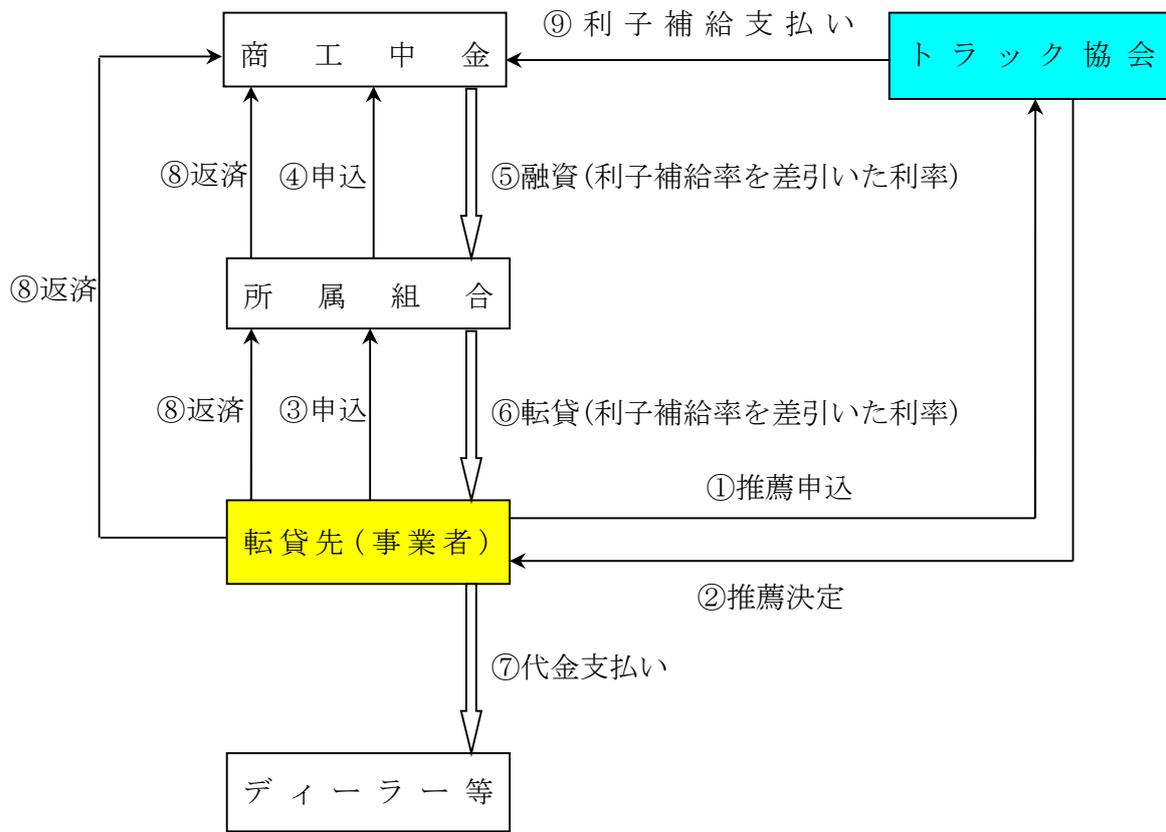
直接方式の仕組み



(例) 商工中金への車両購入資金（推薦融資）の融資申込フロー

- ① 事業者はトラック協会へ推薦融資の申込を行う。
- ② トラック協会が推薦適否を決定し、事業者へ通知する。
- ③ 事業者は商工中金へ融資申込を行う。
- ④ 商工中金は審査を行い、融資をする。
- ⑤ 事業者は融資金によりディーラーへ車両代金を支払う。
- ⑥ 事業者は商工中金へ返済を行う。
- ⑦ トラック協会は商工中金へ利子補給金を支払う。

転貸方式の仕組み



(例) 商工中金への車両購入資金（推薦融資）融資申込フロー

- ① 事業者はトラック協会へ推薦融資の申込を行う。
- ② トラック協会が推薦適否を決定し、事業者へ通知する。
- ③ 事業者（個別企業）は所属する組合へ融資申込を行う。
- ④ 当該組合は、事業者の申し出を受けて、商工中金へ転貸融資の申込を行う。
(もし事業者(転貸先)が倒産した場合、組合は債務者として支払いの責任がある。)
- ⑤ 商工中金は、組合へ転貸融資をする。
- ⑥ 組合は、事業者へ転貸融資をする。
- ⑦ 事業者は融資金によりディーラーへ車両代金を支払う。
(事業者(転貸先)は原則借入の保証人になるので、保証人としての債務を負う。)
- ⑧ 事業者は商工中金へ返済を行う。
- ⑨ トラック協会は商工中金へ利子補給金を支払う。